号外第三十二号

令和 三月三十一日 (水曜日)

目 次

## 人事委員会

○人事委員会規則七―六七 ○人事委員会規則七―六○(福祉業務手当)の一部を改正す ○人事委員会規則一二―六 (管理職手当) (職員の退職管理に関する規則) の一部を改正する 職 員 同 同 課) :: : =

## 委 員

青

森

人事委員会規則七─六○(福祉業務手当)の一部を改正する規則をここに公布す

令和三年三月三十一日

る

青森県人事委員会委員長 熊 地 貴 志

# 人事委員会規則七―六〇(福祉業務手当)の一部を改正する規則

を「一万八千九百円」に、 同条第四号を同条第三号とし、同条第五号を同条第四号とする。 第七号中「第三十四条第二項第三号」を「第三十四条第三項第三号」に改める。 第四条第五号中「課長」の下に「(第二号に該当する者を除く。)」を加え、 第五条第一号中「第四号まで」の下に「又は第九号」を加え、「一万二千六百円. 人事委員会規則七─六○(福祉業務手当)の一部を次のように改正する。 「六百円)」を「九百円)」に改め、 同条第三号を削り、 同条

> 円」に改め、 第七条第一号中「第四号まで」の下に「又は第九号」を加え、「六百円」を「九百 同条第三号を削る。

## 附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。 

人事委員会規則七—六七 (管理職手当) の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 熊 地 貴

志

## 人事委員会規則七―六七(管理職手当)の一部を改正する規則

人事委員会規則七―六七(管理職手当)の一部を次のように改正する。

別表第一知事の事務部局の項中「地域県民局長」を「地域県民局長(区分四類のも

のを除く。)」に、 「出納局次長」を 地域県民局長 出納局次長 (職務の級行政職給料表八級の

に、 地域県民局地域連携部長 東青地域県民局県税部長 (区分六類のものを除く。)

を

ものに限る。)

(区分五類のものを除く。)」を「地域県民局県税部長」に、 「地域県民局地域連携部長(区分六類のものを除く。)」に、 「地域県民局県税部長 地域県民局地域健康

福祉部福祉こども総室長」を 東青地域県民局地域健康福祉部こども女性相談総室長」 地域県民局地域健康福祉部福祉こども総室長

に、 女性相談所長 十和田食肉衛生検査所長 を 十和田食肉衛生検査所長 田舎館食肉衛生検査所長 に、 一青い森鉄道 国保広域化

推進監」 専門監 を 世界文化遺産登録専門監 新型コロナウイルス感染症対策監」 青い森鉄道専門監 に、 地域県民局地域農林水産部家

地域県民局地域農林水産部水 東青地域県民局地域農林水産

産事務所長(職務の級行政職給料表六級のものに限る。)」 部青森地方水産業改良普及所長 畜保健衛生所長(区分六類のものを除く。) 地域県民局地域農林 地域県民局地域農林

水産部水産事務所長 水産部家畜保健衛生所長 (区分六類及び十類のものを除く。 上北地域県民 田舎館食肉衛

生検査所長 局地域整備部むつ小川原港管理所長 を「上北地域県民局地域整備部むつ小川原港管

| 障害者職業訓練校長

を「障害者職業訓練校長」に、

「東青地域県民

局地域健康福祉部こども相談総室次長」を「東青地域県民局地域健康福祉部こども女 病害虫防除所長

理所長」に、

性相談総室次長」に、 「下北地域県民局地域農林水産部むつ水産事務所長」を 下北

虫防除所長 地域県民局地域農林水産部むつ家畜保健衛生所長

に改め、

同表海区漁業調整

地域県民局地域農林水産部青森地方水産業改良普及所長

委員会の事務部局の項中「七類」を「九類」に改める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

青

ここに公布する。 人事委員会規則一二―六(職員の退職管理に関する規則) の一部を改正する規則を

令和三年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 熊 地 貴 志

人事委員会規則一二―六(職員の退職管理に関する規則) の一部を改正する規

則

人事委員会規則一二一六(職員の退職管理に関する規則) の一部を次のように改正

下に「、地域医療調整監」を加える。 区分が四類のものを除く。)」を加え、同表第六号中「病院事業管理者特命補佐」の 別表第一号中「地域県民局長」の下に「(規則七―六七の規定による管理職手当の

> 附 則

この規則は、 令和三年四月一日から施行する。

青森市長島一丁目一 青森市長島一丁目一 番 県号

東奥印刷株式会社(印刷所・販売人)

毎週月・水・金曜日発行 定価 小 ,口一枚ニ付十五円